

# 政府からのお知らせ



## 雇用保険 給付期間を一部地域で延長

岩手、宮城、福島の一部地域にお住まいで、震災により  
やむを得ず離職した方、休業などを余儀なくされた方

震災離職者の雇用保険については、既に特例措置として給付期間が最大120日間延長されていますが、**今般、岩手、宮城、福島の一部地域にお住まいの求職者**については、**さらに90日間、給付期間が延長**されます。

### 延長の対象となる地域

- 岩手、宮城、福島の沿岸地域
- 原発の警戒区域・計画的避難区域の市区町村

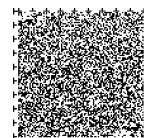
※対象となる具体的な地域名については最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

※雇用保険の給付期間は、離職時の年齢や雇用期間などに応じて基本的に90～330日の間で決まりますが、今回の措置は、このそれぞれ定まった期間を再延長するものです。



 お問い合わせ先

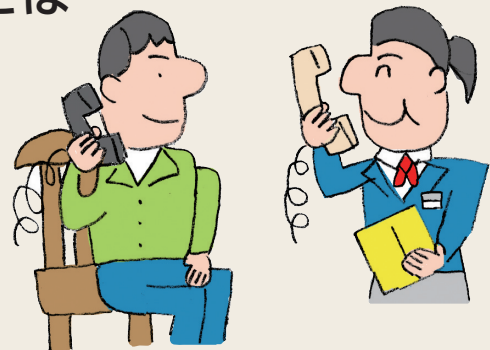
最寄りのハローワーク



## 借金でお悩みの被災者の方はご相談を

借金でお困りの被災者の方に対する対策のガイドラインが新たに定められ、8月22日(月)から適用されています。このガイドラインを利用すると、お金を借りている方が、**金融機関と、既存のお借入について弁済方法の変更や債務の減免などを話し合うことができます。**

ご利用に際しましては、手数料などは  
いただいております。



### お問い合わせ先

- 最寄りのお取引金融機関

または

- 個人版私的整理ガイドライン運営委員会 (月~金 9:00~17:00 祝日など除く)

個人版私的整理ガイドラインコールセンター ☎0120-380-883

岩手支部 019-606-3622

宮城支部 022-212-3025

福島支部 024-526-0281



## 「私の復興便り」に応募しませんか？

官邸ホームページでは、「被災地や被災された方の今」を伝える  
コーナー「私の復興便り」に掲載する写真を募集しています。

※募集の詳細については、官邸ホームページ「私の復興便り」コーナーの募集要項を  
ご覧ください(10月1日からご覧になれます)。

官邸HP

検索 

<http://www.kantei.go.jp/>

